

## 横須賀市犯罪被害者等法律相談実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市犯罪被害者等基本条例（令和3年横須賀市条例第75号。以下「条例」という。）第9条及び第15条に基づき、犯罪被害を受けたことにより直面している法律問題に関し法的知識に基づく支援を行うために実施する犯罪被害者等法律相談（以下「法律相談」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪による被害であって、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が警察に受理されているものをいう。
- (3) 配偶者等 配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者又はパートナーシップ宣誓証明書その他の公的な証明を受けている者をいう。
- (4) 遺族 犯罪被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）の死亡時において、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 犯罪被害者の配偶者等
  - イ 犯罪被害者の二親等以内の親族（養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあったと市長が認める者（子に限る。）及び犯罪被害者とファミリーシップ関係にある者を含む。以下同じ。）
- (5) 家族 犯罪が行われた時において、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 犯罪被害者の配偶者等
  - イ 犯罪被害者の二親等以内の親族
- (6) 市民 条例第2条第5号に定める市民等のうち住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき横須賀市の住民基本台帳に記録されている者又は次のアからカまでに掲げる事項によりやむを得ず横須賀市の住民基本台帳に記録されずに横須賀市内に居住している者をいう。
  - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた又は受けている者
  - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた又は受けている者
  - ウ 児童虐待の防止等に関する法（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受

けていた又は受けている者

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた又は受けている者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた又は受けている者

カ その他横須賀市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は心身に危害を受けるおそれのある者

（法律相談の実施）

第3条 市長は、犯罪被害により直面している法律問題に関し被害回復のために採り得る法的手段の説明など法的知識に基づく支援が必要であると認められる場合は、犯罪被害に精通した弁護士による法律相談を実施する。

（法律相談の対象者）

第4条 前条の法律相談は、次の各号に掲げる者から第10条に定める法律相談の申込みがあった場合に実施する。

（1）犯罪被害者であって、申込みを行う時点において市民である者

（2）遺族であって、申込みを行う時点において市民である者

（3）家族であって、申込みを行う時点において市民である者

（4）その他市長が認める者

（法律相談の内容等）

第5条 第3条に規定する法律相談は、次の各号のとおり実施する。

（1）法律相談は、1回当たり60分を目安として実施する。

（2）法律相談の実施回数は、原則1回とする。ただし、市長が特に必要と認める場合には2回まで実施することができる。

（3）第11条の実施通知を受けた申込者の法律相談の費用は横須賀市が負担する。

（4）法律相談は、神奈川県弁護士会に所属する弁護士に委託して神奈川県内で実施するものとし、その実施内容については、神奈川県弁護士会と横須賀市とが協議して定めるものとする。

（専門機関との連携等）

第6条 法律相談を委託する者は、法律相談を実施した場合において、必要と認めるときは、他の専門機関との連携、紹介等を行うものとする。

（実施状況及び記録）

第7条 法律相談を受託する者（以下「受託者」という。）は、法律相談を実施したときは市長に対し実施報告書を作成し、報告するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 受託者は、収集した個人情報（個人情報保護法（平成15年法律第57号）に規定する個人情報又は死亡した個人に関する情報）について、適切に取り扱うものとする。また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（実施の制限）

第9条 市長は、次に掲げる場合には、法律相談を実施しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は次条第1項の申込書を提出する者（以下「申込者」という。）が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は申込者にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- (2) 犯罪被害者又は申込者が加害者の配偶者等又は親族である場合（関係が破綻していたと認められる事情がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は申込者が横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第1項第3号に規定する暴力団員等であった場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者、遺族又は家族と加害者との関係その他の事情から判断して、法律相談を実施することが社会通念上適切でないと市長が認めた場合（法律相談の申込み）

第10条 法律相談の利用を希望する者は、横須賀市犯罪被害者等法律相談申込書（第1号様式）及び犯罪被害に関する申立書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込みは、犯罪が行われた日の翌日から起算して3年以内に行うものとする。

3 第1項の申込書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 犯罪被害者が申込みをするとき

- ア 申込者が申込みを行う時点において市民であることを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書
- イ その他市長が必要と認める書類

(2) 遺族が申込みをするとき

- ア 申込者が申込みを行う時点において市民であることを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書
- イ 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- ウ 申込者と犯罪により死亡した者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- エ 申込者が犯罪により死亡した者と婚姻若しくは養子縁組の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(3) 家族が申込みをするとき

- ア 申込者が申込みを行う時点において市民であることを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

イ 申込者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

ウ 申込者が犯罪被害者と婚姻若しくは養子縁組の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にあった者又はパートナーシップの関係若しくは養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

エ その他市長が必要と認める書類

(法律相談の実施の承諾)

第11条 市長は、前条の規定による申込みを承諾した場合には、速やかに、横須賀市犯罪被害者等法律相談実施通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行うために必要がある場合は、当該犯罪被害者又は申込者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者、遺族及び家族の続柄又は居住の実態を調査することができる。

3 市長は、第1項の規定により法律相談の実施を承諾したときは、実施に向けた調整を行うものとする。

(法律相談の不実施)

第12条 市長は、前条第1項の規定による法律相談実施の通知を受けた者が第9条各号に該当するときその他法律相談を利用する資格がないと判明したときは、法律相談を実施しないこととすることができる。

2 市長は、実施の承諾を受けた者が偽りその他不正の手段により当該承諾を受けたと認めるときは、法律相談を実施しないこととすることができる。

3 市長は、前2項の場合においては、横須賀市犯罪被害者等法律相談不実施通知書（第4号様式）により、その内容を申込者に通知するものとする。

(法律相談費用の返還請求)

第13条 前条の規定により法律相談を不実施にした場合において、既に法律相談が実施されているときは、市長は、当該相談費用を申込者に請求することとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

第1号様式（第10条第1項関係）

横須賀市犯罪被害者等法律相談申込書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

次のとおり、法律相談について申し込みます。

1 申込者

フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日 ( 歳)
住 所 (申込時の住所)	〒 ー		
電話番号		犯罪被害者との続柄	
希望する事項	弁護士の性別（ <input type="checkbox"/> 男性 ・ <input type="checkbox"/> 女性 ・ <input type="checkbox"/> どちらでもよい）		
申込履歴	同一事件でこれまでに同様の支援を受けたことが <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
被害届の提出	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		

2 添付書類（担当者に必要書類をご確認ください。）

必 要 書 類	確認

3 調査等への同意

- (1) 法律相談を実施するにあたり、必要に応じて、同相談の実施に必要な情報について実施機関（弁護士事務所等）に提供することに同意します。
- (2) 法律相談において実施機関で聞き取った内容及び書類等は、当該実施機関で保管することに同意します。
- (3) 弁護士相談に係る交通費等の実費は、負担します。
- (4) 私は、本申込書の内容に虚偽がないことを認め、法律相談を利用する資格がないと判明したとき又は偽りその他不正の手段により承諾を受けたときは、法律相談の費用を横須賀市に返還することに同意します。
- (5) 私は、ファミリーシップに関する届出状況について、横須賀市の担当課に照会することについて同意します。

氏名 \_\_\_\_\_

第2号様式（第10条第1項関係）

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

被害の概要

被害届の提出	有 ・ 無	被害届提出日	年 月 日
届出した警察署	警察署	罪 種	
被害年月日	年 月 日		
被害場所の住所			
犯罪被害者の氏名	フリガナ 氏 名		
生年月日	年 月 日 （ 歳）		
被害時の住所	〒 ー		
犯罪被害者及び申込者に関して	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者及び申込者は、犯罪を誘発するような行為その他責めに帰すべき行為は行っていません。		

上記のとおり、申し立てます。また、私は、上記の申立内容について、警察へ確認又は情報提供を行うこと及び必要に応じて警察等に事件の処理状況を確認することについて同意いたします。

申立人

フリガナ 氏 名	
住 所	〒 ー
電話番号	
犯罪被害者との続柄	

横須賀市犯罪被害者等法律相談実施通知書

様

横須賀市長

印

年 月 日付で申込みのありました法律相談については、次のとおりとしますので、通知します。

- 1 法律相談について利用できます。

法律相談 実施機関	事業所名：
	所在地：
	電話番号：
	担当者：

※法律相談実施日が決定後、日時の変更又はキャンセルを希望する場合には、速やかに横須賀市役所犯罪被害者等支援相談窓口にご連絡してください。

当日キャンセルとなった場合には、振替実施はできません。

- 2 法律相談について利用できません。

理由

第4号様式（第12条第3項関係）

第 号  
年 月 日

横須賀市犯罪被害者等法律相談不実施通知書

様

横須賀市長

印

年 月 日付 第 号にて通知した法律相談について、下記の理由により、実施しないこととしましたので通知します。

記

理由